平成28年12月9日(金) 午前10時開議

○ 議事日程(第5号)

- 1 議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に ついて
- 4 議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 陳情第 7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書
- 9 発委第 6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について
- 10 発議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
- 11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 12 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 13 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ
- 出席議員次のとおり(13名)

| 1番 | 小 林 | 民 | 夫 | 君 | 9番 | 徳 | 竹 | 栄 | 子 | 君 |
|----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 2番 | 山 本 | 光 | 俊 | 君 | 10番 | 渡 | 辺 | 正 | 男 | 君 |
| 3番 | 湯本 | 晴 | 彦 | 君 | 11番 | 児 | 玉 | 信 | 治 | 君 |
| 4番 | 布施谷 | 裕 | 泉 | 君 | 12番 | 小 | 林 | 克 | 彦 | 君 |
| 5番 | 西 | 宗 | 亮 | 君 | 13番 | Щ | 本 | 良 | _ | 君 |
| 6番 | 望月 | 貞 | 明 | 君 | 14番 | 小 | 渕 | 茂 | 昭 | 君 |
| 7番 | 髙 山 | 祐 | _ | 君 | | | | | | |

○ 欠席議員次のとおり(1名)

8番 髙田佳久君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 副町長 長 竹節義孝君 柳澤直樹君 教 育 長 佐々木 正 明 君 会計管理者 山崎和彦君 総務課長 柴 草 隆 君 税務課長 成 澤 満君 健康福祉課長 藤澤光男君 農林課長 山 本 和 幸 君 観光商工課長 小林広行君 建設水道課長 鈴木隆夫君 教育次長 渡辺千春君 消防課長 徳 竹 彰 彦 君 (開 議)

(午前10時00分)

議長(小渕茂昭君) おはようございます。

本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(小渕茂昭君) 8番 髙田佳久君から欠席の旨、届出がありました。

本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、12月7日の議会運営委員会に議会側から7件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

- 1 議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定に ついて
- 4 議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長(小渕茂昭君) 議事に入ります。

日程第1 議案第58号から日程第5 議案第62号までの5議案を一括上程し、議題とします。 議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(小渕茂昭君) ただいまの5議案につきましては、去る12月2日の本会議において、総務 産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。 西総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇)

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

おはようございます。

それでは、審査の結果をご報告申し上げます。

常任委員会審査報告書

平成28年12月9日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

総務産業常任委員長 西 宗 亮

1. 委員会開催月日 平成28年12月6日

- 2. 開 催 場 所 第1·2委員会室
- 3. 審 査 議 案

議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

(以上5件 平成28年12月2日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77 条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号 いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の経過についてご説明をいたします。

まず、議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法及 び所得税法の一部改正を受けて改正するものでありますが、上位法は何をもって改正となった のかに視点をおいて、担当課の説明を求めて審査を行いました。

改正の主な点は、延滞金の計算に係るもの、簡易申告書の規定の追加、修正申告書の提出に 係ること、それから特例適用利子配当等の額を分離課税する規定の追加などと、それにあわせ た条ずれ、あるいは字句の訂正などであります。特別問題ないものと判断し、全会一致で原案 のとおり可決すべきものといたしました。

続いて、議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。これにつきましても、上位法の一部改正によるものであり、主な改正点は、減免申請の期限の改正、住民税の分離課税となっていた特例適用利子配当等の額が軽減判定の総所得に含めるようになること、及びそれらによる条ずれを改正するものであり、現行の税額税率の改正ではなく、特段問題ないものと判断して、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

続いて、議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、現在の運営状況、それから廃止の根拠、利用者を含めて廃止後の方向性などについて質疑をし、審査を行いました。運営の状況については、平成27年度の決算から見ても、また町内の利用者は1件3頭で、町が運営することに限界があるというようなことから、農林課の行政財産を普通財産にするためのものであります。なお、廃止後の利活用については、現在のところ不確定であるという状況を鑑みて、妥当なものでないかという判断のもとで、原案のとおり可決すべきものといたしました。

続きまして、議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定につい

てでございます。9月21日から3回にわたり審議会で審議され、11月9日に答申されております。審議会においては、便乗的な安易な料金改定ではよくない、経費を極力抑えるべく精査して改定率を少しでも低くするよう再度の調整をすべきだ。しかし、先送り先送りということでもって、子や孫への負担増は避けたいなどなど、非常に多くの意見が出たようであります。

昭和62年度より供用を開始した下水道は約30年がたち、20年目に第1次改築更新事業を行いましたが、第2次の改築・改修の時期が来ております。加えて、32年に向けて、企業会計化に取り組まなければならないことなどが、料金改定の主な要因に挙げられております。

委員会の審査では、基準外繰り入れのことや起債償還についてを取り上げ、また改定する根拠となる数字の提出を求め、審査の結果、やむを得ないものと判断して、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

最後、議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。 下水道使用料の改定とともに諮問を受けた水道事業等運営審議会が3回にわたり審議を行い、 答申したことを受けてのものでございます。実質料金は11年据え置いてまいりましたが、この 間の人口減少や観光客の減少、そしてまた節水意識の高揚なども影響してか、給水収入の減少 が進み、今後の投資に向けての現金、預金が減少していること、実質的には原価割れの現象、 そして老朽化した施設の更新整備等も急務なこと、今後の投資に向けての現金預金が減少して いるというようなことなどから、料金改定が必要となったというものでございます。

委員会の審査においても、大口利用者になるほど高くなるということの説明を求めたり、も う少し改定のサイクルを短期ですることにより、1回当たりの改定幅が少なくて済むんではな いかというような意見も出ました。今回の改定は、いろいろそういうような事情も踏まえ、や むを得ないものと判断をして、全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長(小渕茂昭君) これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。 議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし) 議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第58号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第58号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 山ノ内町税条例の一部を改正する条例の制定については、総務産

業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第59号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第59号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、総 務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

11番 児玉信治君、登壇。

(11番 児玉信治君登壇)

11番(児玉信治君) 11番 児玉信治です。

議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、 、 賛成の立場から討論をいたします。

奥志賀牧場は、昭和53年に団体営草地開発整備事業により牧場を整備いたしました。54年に一部供用開始、55年に整備が完了し、供用開始されました。その後、平成9年に観光利活用検討会議の結論により一般開放され、平成27年度までに1万8,300余の観光客の来場者がありました。特に、平成11年にはオリンピックの影響もあり、来場者は3,000人弱を記録しました。また、放牧頭数も56頭を数えておりました。以降、酪農を営む農家の減少とともに、放牧頭数も減り、現在に至っておるわけであります。酪農振興の面からしても廃止は残念でありますが、仕方なく、現実であります。しかしながら、牧場には5月にはシロヤシオツツジ、6月にはク

リンソウ等が咲き乱れ、7月にはシナノキの花のかぐわしい香りは観光の皆さんを魅了させる ものであります。そのような貴重な高山植物が生息し、夏には冷涼な気候、秋にはすばらしい 紅葉と、志賀高原有数の観光スポットであるとともに、大自然を生かした経済活動はユネスコ エコパークの理念でもあります。

このすばらしい自然景観を維持すべく、民間の酪農の方が継承希望とお聞きしております。 当然、今後は町対民間の賃貸契約となりますけれども、観光、酪農支援等を勘案し、寛大な視 野で取り組まれることを申し述べ、賛成討論といたします。

議長(小渕茂昭君) ほかに討論はありますか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) これで討論を終わります。

議案第60号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第60号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 山ノ内町奥志賀牧場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

10番 渡辺正男君。

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男です。

総務産業常任委員長にご質問させていただきます。

今回の公共下水道の使用料の改定になりますけれども、条例改正ということで、常任委員会でこの審査に要した時間、どのぐらいであったのか。また、担当課から説明資料としてどんな資料を用意していただいたのか。また、本来、料金収入で賄うべき部分、これは公費で負担するべき資本費も含めてですけれども、公費で負担すべき部分と料金収入で賄うべき部分という、その区分けをしっかり、どういうふうに明確にして議論されたか。それから、し尿処理施設の影響を今回の料金改定の中でどう検討されたか。また、かつては都市計画税から公共下水道には充当がありました。この都市計画税が廃止されている現在、この点についても議論があったかどうか、その点に……何点になるのかな、6点ほどになるかと思いますけれども、質問します。

議長(小渕茂昭君) 西総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 最初のご質問であります審査の所要時間については、明確 に計算はしておりませんでした。

それから、提出していただいた資料等については、現行から平成34年までの推移のもくろみ

を、ケース1、2、3というような形で資料を提出いただいております。そのほかにはその前 に資料提供あったもの、これを参考といたしております。

それから、公費で負担すべきところ、それからそうでないところのことについても一応の説明は受けましたが、さほど深く審査はしておりませんでした。

それから、し尿処理の関係でございますけれども、ご案内のように北信衛生組合の施設がなくなることによってのし尿処理のあり方が変わりますけれども、これにつきましては、経費面ではさほど影響するような問題ではないというようなことの質疑を行っております。

それから、都市計画税廃止に関しての影響につきましては、一通りのことが終わっているというような説明の中で、とりわけ深く審査・審議はいたしませんでした。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 10番 渡辺正男君。

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男です。

審査時間なんですけれども、今回、水道もあったり、今回提案いただいている条例、全て同じ日に審査されたというふうに思うんですけれども、合計で、じゃ何時間ぐらいの審査だったでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 西総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

審査時間、要するに常任委員会の開催時間は約2時間10分であります。 以上です。

議長(小渕茂昭君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論したいと思います。

本条例改正案は、公共下水道使用料及び農業集落排水事業の使用料を平成29年4月から7.3%平均で値上げ改定しようとするものであります。平成27年度実績から試算しますと、公共、農集合計の使用料調定額は税込み1億9,761万円から2億1,203万円と、1,442万円の利用者負担増となります。水道事業等運営審議会の答申には使用料収入の減少が続き、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないのが実情。また、経営状況と今後の施設長寿命化等の事業計画から判断し、将来負担の軽減等を考慮すると料金改定の必要性が認められる、こういった表現

になっております。

しかしながら、先ほど質問の中でも明らかになったとおり、公費負担で見るべき部分、それから料金収入で回収していく部分、これについて明確な仕分けができていなかったんではないかというふうに思います。山ノ内の場合は、特に制度の違う農業集落排水と特定環境保全の下水道、それから、そこは処理施設を公共下水道と共用しているという、その会計は2つになりますけれども、制度の違う3つの下水の処理システムに対して料金は一律であるというふうになっております。そして、都市計画税充当で公共下水道の一部を充当していた時代がありましたけれども、それを廃止するときの説明の中では、農集、特環については受益者の分担金、それとこれまでの都市計画税の負担額が同等になったということで、そこで都市計画税を廃止したといういきさつであります。

資本費の回収についての計算がとても複雑だというのが、きっと山ノ内町のこの下水道の実態ではないかなというふうに思います。

審議会に提出されました資料を見させていただきますと、3つの事業、それぞれ地方債について、これ資本回収の対象になる部分だと思いますけれども、公共では約45億7,000万ぐらい、特環では10億5,000万円、農集2つの施設で11億というのは記載がされております。分担金の計算をしますと、ちょっと都市計画税との絡みがありますので計算しづらいわけでありますけれども、いずれにしてもこの値上げが妥当であるかどうかという、それから今回の値上げ幅7.3%、この根拠について全く明らかではないというふうに思いますし、審議会のほうの答申に先ほど照会しましたけれども、ちょっと納得できない部分があります。審議会の資料では、し尿の直接投入施設のことの影響も今回の改定の理由の中に記載されているということで、これもちょっと納得いかない部分であります。

この審議会の資料では、下水道使用料の基本的な考え方という部分がありますけれども、基本的に維持管理費、これは人件費も含んで1年間の処理に係る費用ですね、それと要は資本費、地方債の償還額に当たるんだと思いますけれども、資本費の一部の総額を対象とするというふうになっておりますけれども、一部という部分ですね、要は投資した部分の一部はやはり公費で見なきゃいけないということがあるので、それが一体幾らなのか、その辺が明らかにならないうちに結論を出したんではないかなという疑義があります。

昔は、下水道の考え方はこの審議会の資料にありますように、維持管理費と資本費は料金で 賄うというのが原則だった時代がありますけれども、今は、その当時の都市部で行われていた 公共下水道が、だんだん地方のほうに普及していくに当たって、資本費の回収までは手が回ら ないというのが実情になってきて、過疎地に行けば行くほど処理コストが高くなるという中で、 とても資本回収はもう諦めたというような自治体がふえてきたのが実態ではないかなというよ うに思います。

ここで、公費負担の根拠整理についてちょっと述べたいと思います。

これは国交省が出している資料なので、そこから紹介したいと思います。

下水道の果たす基本的な機能として、公衆衛生や都市環境の改善及び公共用水域の水質保全といった公共目的で実施されるのであるから、それ自体が公共財であり、自治体が実施すべき事業である。これが公費負担の部分の根拠です。下水道事業の特性として、水道のようなサービスではなく、先ほど申し述べました根拠に、その機能を果たすために必要不可欠な施設が公共下水道であると。個人の意向で利用しないということは認められていないわけです。これは特環や農集とはまたちょっと違いますけれども、私は使いたくないからというのは許されなくて、下水道マップが引かれれば、強制的にといいますか、その処理水域の人間という形になって、かつては都市計画税の課税という形で負担をしていたというのがあります。個人の意向でこういうことが認められないということは、法律上、下水道の使用者の私的便益を図るためのものであれば、私的便益を図るためのものであれば、料金収入をいただくのが当たり前なんですが、私的便益というものに相当する部分は一部であって、公共性が高い部分が公共下水道の施設であるというふうに考えられるようになってまいりました。

ですから、山ノ内の場合、この資本回収の部分の一定部分、どの部分までを料金で賄うべきなのかという部分を、ここら辺が一番大事な論点だと思うんです。この部分を明らかにしない限り、住民の皆さんからの理解も得られないというふうに思いますし、議会に対しての説明もそうですけれども、全協でいただいた資料を見る限りでは全く不十分というふうに思います。長期的な見通しとか、そういうものも一切わからないような資料でした。本来であれば半年、1年かけて住民の皆さんにも説明していただきながら、施設の改修、今後維持していくためにこういうことが必要で、これだけの費用が必要になってくるんだという説明をしっかりした上で、議会の議員もみんな納得した上で賛成、反対というのをしていくべきだというふうに思います。この公費負担部分と私費負担、料金収入で賄う分ですね、これを明確にした上でしっかりと議論すべきだったというふうに思いますし、住民の皆さんには、まだ上げてから説明というようなことだと思います。

それで、当面3年間これでいくということなんですが、今回の値上げにつきましては、いずれにしましても、水道料金の値上げ、この後議題になりますけれども、それともセットで、下水道では1,400万円ほどですが、水道のほうでは3,400万円税込みですけれども、値上げ、負担増になるということで、大変な景気の悪い中で、住民の皆さんには重い負担をしていただくことになるわけであります。それについては、住民の皆さんからしっかりと理解得られるように、これはしっかりと議論をして説明責任果たしていくということが求められていると思いますし、審議会の答申書の最後にも利用者、使用者の理解を得られるように十分かつ丁寧な周知をされたいというふうに書いてあります。これは上げてから説明をし、周知をするということが大事なんではなくて、なぜ値上げが必要なのか、町の一般会計からの繰り入れが、なぜ行われなければ運営できていかないのか。町の財政指標を見ますと赤字はないということになっています。これは会計の性質上そういうことなんですけれども、年間、本来であれば一般会計から繰り入れしなくていい額のその部分も負担しているんですよという部分が、町民にはまだ知らされて

いないというように思うんです。ですから、なぜ値上げが必要で、このぐらいの金額が値上げが必要だという部分の説明が私ども納得できないですし、町民の皆さんも恐らく納得……

議長(小渕茂昭君) 討論をまとめてください。

10番(渡辺正男君) はい、わかりました。

そういうことなので、せっかくの今回、町長から子供たちヘプレゼントということで、年長さんの保育料の無料化ということで、今回補正予算で計上されました。また、小学校、中学校の卒業生に対する祝い金支給ということで、合計で1,600万から1,700万のプレゼントがありましたけれども、すばらしいことなんですが、それにもこの今回の値上げは水を差すようなことになるような気がします。せっかくのプレゼントが、実際には一般会計からの繰り出しを減らすために値上げにということであれば、ちょっとその部分について、町民の理解を得るためにさらなる説明も必要ですし、議会に対しても説明も不十分であったということで、今回、反対の理由はその点であります。

今後、下水道の経営状況については、住民の皆さん、それから議会にしっかり説明していただいて、将来的な負担はこうなっていく、そして町が負担すべきもの、料金として徴収すべきもの、明確にした上でしっかりと説明していただきたいと思います。その点申し述べて反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論を終わります。

議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第61号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(小渕茂昭君) 起立9名で、多数であります。

したがって、議案第61号 山ノ内町公共下水道管理条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。 6番 望月貞明君。

6番(望月貞明君) 6番 望月貞明。

委員長の報告では、今、原価割れというようなことがありましたけれども、平成27年度決算においては、新会計基準で計算しておりました結果、供給単価が供給原価を上回っておりました。これについての審議をお尋ねします。

議長(小渕茂昭君) 西総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

確かに、望月議員ご指摘のとおり、27年度の決算におきましては新会計基準、つまり、いわゆる企業会計を用いてのあれになりますので、数字的には確かに210幾らの供給に対して、原価が170幾らというふうに、プラスには数字上見えます。ところが、今までと同じように実質的な収支をあれしますと、ずっとここのところ原価割れをしているという、そういう意味でございます。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 13番 山本良一君。

13番(山本良一君) 13番 山本良一。

先ほど、委員長の報告の中で累進、大口使用者の部分のことで、委員会の中でご質問が出た とおっしゃるんで、そのときの回答というのはどういった内容ですか。

議長(小渕茂昭君) 西総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

要は、ここの町は特に大型事業者が多いというようなことも含めて、一般家庭、それから事業者も規模の大きいところからそうでもないところまであるわけでございますけれども、水道行政においては、最大を確保しなければならないということでもって、口径の大きいものに関しては、それなりの施設を整備しなければならない。そういう形の中で、事業者、大きい口径をご使用される方、これについてはそれだけの施設ということでもって、受益者としてのご負担をいただくのが、という考えから、そういうふうにしたという回答をいただいております。以上です。

議長(小渕茂昭君) 11番 児玉信治君。

11番(**児玉信治君**) 11番 児玉信治。

今、望月議員の質問の中で、そういう答弁ございました。

新会計基準の内容について、なぜこれが単価が上がったかという、その根拠をお調べになりましたか。

議長(小渕茂昭君) 西総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 明細については調査しておりません。

以上です。

議長(小渕茂昭君) ほかにありますか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

13番 山本良一君、登壇。

(13番 山本良一君登壇)

13番(山本良一君) 13番 山本良一。

議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論 をいたしたいと思います。

先ほどの総務産業常任委員長の報告のとおり、水道料金に関しては多年にわたり改正されることがなかった。また、さらに施設の老朽化も進んでいる中で、今後の設備、あるいは補修、あるいは更新にも多額の出費が予想される。そんな中で、給水量の減少、あるいは基金の減少の状況、そんなものを踏まえた上で提案されたと理解しておりますが、値上げに関する明確な根拠をどうしても私は理解できない、そんなことから反対の立場で討論いたします。

まず第一に、南部浄水場、それから東部浄水場の大規模な改修を決定するに当たり、いかなる財政計画がなされていたかというところから疑問を感じております。水道料金の策定に当たっては、料金収入はもちろんですが、設備に係る国の補助制度、企業債あるいはその償還金など、交付金あるいは一般財源からの繰入金など、多様な視点から精査する必要がございます。先ほどの渡辺議員の意見にもございましたが、結局資本の部分と、いかにどこまで、要するにそれを料金収入で補うのかと、そういったルールづくり、それこそがまず必要ではないかと考えております。

また、水道料金、全ての町民に影響がある非常に重大な問題ですが、聡明な議員諸兄の皆様とは違い、私の能力では現在示されておる資料では全く賛否が表明できません。そんなことから、今回、今議会での採決でこの議案に賛成するのは私はいささか無責任かなと考えております。

さらにもう1点、従量料金における逓増制度、についてですが、今議会においても、また先ほどの私の質問についても、実に納得いける根拠が聞こえてきません。水道量が多いほど、水量当たりの単価が高くなる、料金の逓増、この累進制度に関しては私の調べた範囲では、我が国においては昭和40年代から急激な経済成長と急激な都市化、それを受けて水事業が逼迫したと、それに関して節水を求めるために採用されたと、これが発端だと思っているんです。また加えて、生活用水の低廉化を図れるという行政上の都合からも採用されている、こんな経過だと考えております。

ところが、近年は大口事業者、これを節水への意識の向上と節水型機器の普及などにより、 水需要は減少傾向となっております。いわゆる逓増制の根拠が薄れつつあると、こうなってき ております。給水量は、いわば企業で言えば販売商品でございます。販売商品の減少が採算の 悪化を生むという悪循環が懸念されていると。根本的な考え方を考えない限り、この悪循環を クリアすることは不可能ではないかと私は思っております。

山ノ内町においても、この傾向は変わらないと考えられます。日本水道協会に設置された水道料金制度特別調査委員会が昭和42年に初めて策定した水道料金算定要領では、以降現在に至るまで、従量料金については一貫して均一料金制の立場がとられております。

また、設備と申しますが、設備という点では水道管の関係による差が、装置料金において13 ミリ1,139円から管径75ミリで4万3,915円と、既に約40倍に設定されている、その上で従量料 金に対して、10倍それを使用すれば30倍、100倍して400倍になるという、この料金体制の根拠 は、私はどうしても理解できません。今回、随分長く賃料改定していないから、このつけ焼き 刃的な料金の改定ではなく、逓増料金の検証も含めて、水道事業そのものの将来のあり方を見 据えた経営計画を立てるのがまず第一だと私は思いますので、本議案には反対をさせていただ きます。

以上。

議長(小渕茂昭君) 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。 ありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論を終わります。

議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第62号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(小渕茂昭君) 起立8名で、多数であります。

したがって、議案第62号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定については、総 務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 6 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 議長(小渕茂昭君) 日程第6 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ いて及び日程第7 議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する 条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの2議案につきましては、去る12月2日の本会議において社会文教常任委員会に審 査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

社会文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

常任委員会審査報告書

平成28年12月9日

社会文教常任委員長 渡 辺 正 男

- 1. 委員会開催月日 平成28年12月6日
- 2. 開 催 場 所 第3·4委員会室
- 3. 審 査 議 案

議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 平成28年12月2日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77 条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第63号、議案第64号 いずれも原案のとおり可決すべきものと決定 以上です。

若干、審査についての補足の説明をさせていただきます。

この両条例改正案につきましては、来年の1月10日からコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書あるいは住民票、戸籍の証明書、戸籍の附票の写しなどの証明書がコンビニエンスストアの多機能端末で交付ができるように、これはマイナンバーカードを利用することが前提でありますけれども、それを可能にするために、そのことがきっかけになった条例改正であります。手数料徴収条例につきましては、直接コンビニ交付にかかわる部分ではありませんけれども、窓口で申請をした場合と、コンビニで申請した場合の料金に違いが出る等を防ぐためのものでありまして、家族が6人以上いる場合には、その証明書が2枚になってしまうということで、その2枚については2枚目の料金もいただくというのが今の条例になっております。コンビニでは2枚になっても同じ料金ということで、それを合わせるということで、2枚目の分についていただくという部分を削除する改正になります。

印鑑の登録及び証明に関する条例の改正につきましては、先ほども申し上げました4種類の証明書サービス、コンビニ交付サービスですけれども、それを実施する中で、条例の改正が必要な部分については、この印鑑の登録及び証明に関する条例であります。コンビニで交付手続ができることを可能にするための改正であります。ほかの住民票、それから戸籍の写し、証明書等については手数料徴収条例のほうで、国のほうの法律の関係ですけれども、ありますので、そちらの条例改正必要ないということでなっております。自治体によっては、コンビニ交付のほうを窓口よりも50円安くしてあったりする自治体もあります。今回、手数料徴収条例の中でそういった改正はございませんでしたので、窓口とコンビニでは同額というようなことになっております。

委員会の中で慎重に、追加の資料もいただきながら審査させていただきましたが、採決権の ある委員の皆さん全員の賛成で可決すべきものと決定をさせていただきました。 以上です。

議長(小渕茂昭君) これより委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。 議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。 (発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、社会文教常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 次に、社会文教常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。 4番 布施谷裕泉君。

(4番 布施谷裕泉君登壇)

4番(布施谷裕泉君) 4番 布施谷裕泉です。

議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

平成29年1月10日からマイナンバーカードを利用したサービスの一環として住民票など証明書のコンビニ交付が開始されます。その際、お店で支払う料金と役場窓口で徴収される手数料に整合性を持たせるための条例改正です。

内容的には、先ほど委員長から説明がございましたけれども、手数料徴収条例第2条7項で、住民票の写しの場合の手数料請求規定では、同一世帯にかかわるものは5人ごとに1件とするとなっておりますけれども、この7項を削除するものです。要するに、これまでは仮に6人の同一世帯では、住民票の写しを申請する場合2件分の手数料を支払っていました。1件300円ですから、2倍の600円です。仮に11人構成だとすれば3件分の900円となります。このように家族がふえれば、その証明をするにも多くのお金がかかってしまっていました。この改正で、同一世帯が何人の構成であっても1件として扱うということになります。

この条例は、昭和37年4月に施行以来、実に50年以上手つかずで過ぎたわけです。当時、どんな理由で7項をつけたのかわかりませんが、今にしてみれば著しく公平性を欠いた手数料徴収と言わざるを得ません。ずっと続いてきたことであり、誰もとりとめて問題意識を持たなかったことが背景にありますが、しかし長く続いているからこそ見詰め直す必要が中にはあることを、今回の条例改正は示唆しています。

多岐にわたる施策の執行と継承は行政の責務でありますけれども、チェック機能を担う議会の一員としての不断の目配りの必要性についても改めて気づかされた次第です。ちなみに、条例審査の過程で知り得たことですが、近隣自治体では当町のように1件当たりの人数の枠を定

めているところはないということです。

以上、議案第63号の条例審査で社会文教常任委員会としての論点をお伝えし、おくればせ感のありながらも必要な本条例改正に対しての賛成討論といたします。

議長(小渕茂昭君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論を終わります。

議案第63号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第63号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、社会文 教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、社会文教常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

10番 (渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

最初に、この条例改正案に対し、社会文教常任委員長の立場で可決すべきものと決定と報告させていただきましたが、私、議員個人とするとマイナンバー制度については異議がありますので、大変変則な形ではありますけれども、変則な形での反対討論となりますけれども、どうかお許しいただきたいというふうに思います。

さて、今回の条例改正案は、マイナンバーカードで印鑑登録証明書がコンビニの多機能端末を利用して交付が受けられるようにするものです。平成29年1月10日から開始されるサービスです。コンビニ交付可能となるのは印鑑登録証明書のほか、住民票の写し、戸籍証明書、戸籍の附票の写しの4種類です。サービス開始に当たって条例改正が必要だったのは、この印鑑の登録及び証明に関する条例のみということになります。

マイナンバーは、これまであった住基ネットなどとは比較にならない、大量の個人情報を蓄積し、税、医療、年金、福祉、介護、労働保険、災害補償など、あらゆる分野の情報を1つの

番号にひもづけしていくことが狙われています。公務、民間にかかわらず、多様な主体がこの 番号を取り扱い活用することになります。他人に自分の情報の何を知らせ、何を知らせないか コントロールできる自己情報コントロール権が著しく侵害されることになります。政府は、マ イナンバー情報は一元管理されるのではなく分散管理のままだから、どこから漏れても芋づる 式に他機関の個人情報が漏れることはないと説明しています。しかし、生涯同じ番号を使う限 り、漏れた情報が蓄積されていけば膨大なデータベースがつくられる可能性が常にあります。 1つの番号で名寄せできる情報が多いほど、詐欺やなりすましなどの犯罪に利用されるおそれ も高まります。

実際、アメリカでは社会保障番号の流出、不正使用による被害が、全米で年間20万件を超えると報告されています。同様の制度がある韓国でも07年、700万人の番号が流出して、情報が売買され大問題となりました。イギリスでは労働党政権下の06年に導入を決めた国民 I Dカード法が、人権侵害や膨大な費用の浪費のおそれがあるとして、政権交代後の11年に廃止されました。マイナンバー制度をしゃにむに推進する日本政府の姿勢は、世界の流れにも逆行します。また、個人番号カードについては、2016年1月から国家公務員の身分証とするのを皮切りに、地方自治体の職員証や民間企業の社員証、民間のポイントカードなどとして利用を促進しようとしています。2017年7月以降には、早期に健康保険証として利用できるようにし、2020年までには、国民8,700万人に個人番号カードを持たせる構想が描かれています。

個人番号カードを取得する際には顔認証システムにかけられ、顔写真のデータは15年間、カード関連事務を担うJーLIS、地方公共団体情報システム機構という機関に保管されます。このデータと市中に設置された防犯カメラ、これを連動させれば、特定の個人の行動を追跡することも可能になります。防犯、治安を口実に、国民のプライバシーを著しく侵害することもいとわない超監視社会の誕生です。

大企業もしかりです。マイナンバー制度の準備段階の2011年、政府は大手電機企業の幹部らが委員に名を連ねる検討会議、情報連携基盤技術ワーキンググループを設け、マイナンバーの制度設計を行いました。メンバー21人のうち13人が企業関係者で、日立製作所、富士通、NTTデータ、沖電気工業、大和総研ビジネスイノベーション、野村総合研究所、NECなど大手電機の幹部が加わりました。新聞赤旗の調べによると、2013年以降、行政機関が発注したマイナンバー関連事業27件、合計226億円のうち22件をこの会議に参加していた企業7社が受注していました。その金額は、判明分だけでも178億円、発注額の8割を占めています。さらに2015年11月8日付の新聞赤旗では、日立製作所、富士通、NEC、NTTデータが自民党の政治資金団体に2009年から13年にかけて、2億4,000万円を超える献金をしていたことを報じました。まるで絵に描いたような政官財癒着の構造です。マイナンバー制度が続く限り、一部の企業がIT特需に沸き、癒着する官僚、政治家が甘い汁を吸う一方、国民には負担がのしかかり続けるのです。

また、マイナンバー制度の個人向けサイト、マイナポータルの本格運用開始が予定よりも半

年延期されました。平成29年7月になることが判明しましたけれども、日本年金機構に対するサイバー攻撃、年金データ125万件流出、こうした事件への対応がこのおくれにつながっているということであります。各省庁が持つ情報の連携を先送りする方向になったものであります。こういった大事なデータをネットを通じてやりとりするということの危険性というのは、それに対するファイアウォール、どういうふうにつくるか、これはもうイタチごっこなので、絶対に安全なんてことは全くあり得ませんし、人間が扱う情報ですので、情報漏えいはもう避けられないものだというふうに思います。

このように数多くの問題点を抱えるマイナンバー制度、制度やシステムの欠陥は明らかであり、廃止を求める立場から本案には反対をさせていただきます。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 次に、社会文教常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。 ありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論を終わります。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第64号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(小渕茂昭君) 起立11人で、多数であります。

したがって、議案第64号 山ノ内町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

8 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

議長(小渕茂昭君) 日程第8 陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書を 上程し、議題とします。

本案につきましては、本年第3回議会定例会において社会文教常任委員会に審査を付託し、 継続審査となっておりましたので、委員長から審査の報告を求めることにします。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

陳情の審査報告を行います。

平成28年12月9日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

社会文教常任委員長 渡 辺 正 男

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則 第95条(第94条準用)により報告します。

記

- 1. 受理番号 第7号
- 2. 受理年月日 平成28年8月25日
- 3. 件 名

(陳情第7号) 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書(平成28年9月5日付託のもの)

陳 情 者 中野市豊津2514-1

豊田保健センター2階 中野下高井教育会館

山ノ内町教職員組合

執行委員長 大塚伸司

- 4. 付託年月日 平成28年9月5日
- 5. 審査結果 採択すべきものと決定

審査について、若干補足をさせていただきたいと思います。

9月議会にこの陳情の審査、付託されましたが、そのときは委員の皆さんの総意で、さらに 慎重な審査が必要であるということで、継続審査とさせていただきました。今回、陳情者の大 塚先生には追加の資料を提示をいただきまして、その資料をもとに慎重に審査をさせていただ きました。

継続審査になったいきさつについては、国庫負担制度の平成18年当時、三位一体改革の中で地方分権、それから地方への財源移譲というような議論の中で、地方六団体が要望した国庫負担金の2分の1を3分の1に負担割合を下げる、そのかわり減った部分については、交付税で一般財源化して税源を移譲するというような要望、そのとおりになったいきさつがあるわけでありまして、今回のその内容について陳情書にも書かれているわけなんですが、実際に一般財源化された部分について、どのぐらい地方の教育行政を圧迫しているのかという部分について、詳しい説明が欲しいということで、追加の資料を求めるということで継続審査させていただきました。今回、時間をかけて慎重審査をさせていただいて、陳情については全会一致で採択すべきものということで結論を出させていただきました。皆さんにはご賛同よろしくお願いします。

議長(小渕茂昭君) 委員長報告に対し質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 12番 小林克彦です。

この問題については、何回か陳情が出されていまして、ここでも質疑をしましたり採決しているわけですけれども、今回も国庫負担制度の堅持を求める陳情書となっております。堅持と

いうことは、国が例えば今の負担割合を変えるとか、国が負担をしないとか言っているというような方向性がどこかで議論されているということなんでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 渡辺社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 委員会の審査の中で議論になって、9月議会での常任委員会審査の中で問題になったのは、この後提案をさせていただく予定ですけれども、国庫負担割合を復元するというような部分に重きのある内容だったんですけれども、地方六団体とすれば総額は変えないで、地方が使えるように自由度の高い財源にしてほしいというようなことで、されたものだというように思います。

ただ、全額そういうふうにするんではなくて、義務教育というのはやっぱり国の責任でありますので、その中で全部交付税に算入ということにはすべきではないですし、必要な経費については国が負担をするという部分について、負担割合は減ったとしてもしっかりと国の責任で果たしてもらいたいというのが堅持だというふうに思っておりますけれども、委員会の中でもそういった議論はしっかりさせていただいたつもりです。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 12番 小林克彦です。

これは陳情でございますので、審査経過だけでなくて、中身も質疑できるというふうに理解していますので伺うわけですけれども、現状が、経過の中で先ほどございました地方六団体が、当初は地方三位一体改革の地方分権ということで、権限と財源を地方へ移せという要望の中で、本来は地方六団体が全て地方に任せなさいということで、ゼロ百だったものを国側がそうすればということで、今の負担割合になっているということに落ちついたというふうに思っております。

その後、国のほうから地方六団体の当初の要望のようにしますよとか、新たな変更を地方に 示しているわけでないですので、特段この制度根幹のものの中で堅持というのは意味合いが明 確に伝わるのかどうかとうことなんですが、その辺はどうだったでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 渡辺社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 昨年の6月議会にも同じ内容の陳情、意見書案という形で、当初は請願であります。請願で提出されて、一言一句違いのない部分について同じ7名のメンバーで採択をしているということになります。この三位一体改革の中での義務教育費国庫負担制度堅持という部分については、当時の国の中でも総務省ですかね、財務省ですかね、そこと文科省で対立していたという記憶があるんですね。文科省とすれば必要な経費は国が負担して、その制度は残していかなきゃいけないんだという部分と、国の内部でも意見の違いがあったというようなことを理解しておりますけれども、今回、委員会の審査の中では、その部分については特段審査しておりません。議論しておりません。

議長(小渕茂昭君) ほかにありませんか。

5番 西宗亮君。

5番(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

1点お願いします。

先ほどの説明の中では、国庫負担が2分の1であったのが3分の1になった、その差額については交付税で見るというふうになって、ここのところ来ているということでございます。この陳情が意見書を出すことによって、それがもとに戻ったと、いわゆる陳情の趣旨が国のほうでも採択されたということになると、国庫負担が2分の1になる、戻る、そうなったときに、その3分の1に減されたことによって交付税がふえたであろう分、これは減ってしまうというふうに当然考えられるわけですけれども、そこら辺の説明、議論はなされましたでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 渡辺社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 渡辺です。

委員会の審査の中では、具体的な数字で言いますと、当時の一般財源化されたその部分については8,400から8,500億円程度だったようなふうに記憶しておりますけれども、実際には3兆円規模だったものが、それはどう合わせてみても2兆円分にしかなっていないというようなことが、先生のほうから提出いただいた資料の中には書いてございました。一般財源化されることの中で、それはもう算定済みですよというふうになりますと、実際にその必要な、かかった費用の半分なり何%というような、その確保するための手当ということでなくて、単価と補正係数、傾斜配分、そういった形で数字が決まってくるものでありますので、単価が変えられる、また補正係数が変わるというようなことであれば、算定済みですと言われても金額が減っていくことはあり得るということで、今回、その辺も考慮した内容の意見書の提案になりますが、このあと提案させていただきますけれども、そちらのほうもちょっと考慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書については、社会 文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

9 発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

議長(小渕茂昭君) 日程第9 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

陳情第7号について、ご賛同いただきましてありがとうございます。

その陳情を受けての今回、意見書の提出になります。9月議会でつけられていた意見書、案がつけられていたんですが、議会として、その意見書の文面については手直しをさせていただきました。去年、そのとおりに提案させていただいた部分なんですが、今回、やはりいろいろな情勢の変化等もありまして、皆さんにより疑問を持たれない、賛同していただける内容にということで、意見書をつくらせていただきました。議会としてオリジナルのものをつくらせていただきました。

それでは、提案させていただきます。

発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見 書を別紙のように提出するものとする。

> 平成28年12月9日 提出 社会文教常任委員長 渡 辺 正 男 平成28年12月 日 議決 山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

それでは、意見書の文面を読ませていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。しかし、昭和60年からは国の財政状況を理由として、次々と国庫負担対象項目が外され、一般財源化されるようになりました。また、平成18年には「三位一体改革」の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、国の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減った国庫負担金については一般財源として地方交付税で配分されることとなりました。しかし、地方交付税そのものがふえていない現状の中で、財政規模の小さな県においては十分な教育条件整備が難しくなり、このままでは教育の地方格差がさらに拡大してしまう事態が懸念されます。

そこで、平成29年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政 の安定を図るため、下記事項を実現するよう強く要望します。 1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、地方への財源配分を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

文部科学大臣様

総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

以上であります。

内容については、先ほど質疑の中でも説明させていただいたとおりであります。議員の皆さ んのご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

議長(小渕茂昭君) 質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 12番 小林克彦です。

先ほど申し上げましたとおり、そもそもこういう意見書出すんじゃなくて、地方六団体が統一見解を国に対して示すべきだと思いますが、この意見書の内容で、下段のほうですが、財政規模の小さな県においては十分な教育条件も難しくなる。このままでは教育の地方格差がさらに拡大してしまう事態が懸念されますということがありますが、これは具体的な事象としてはどういうことが現実にあるんでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 渡辺社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長(渡辺正男君) お答えします。

交付税で一般財源化ということになりますと、教育にかかるコスト自体が都市部の人口集中している場所と、私ども管外視察で福島県の檜枝岐村というところを視察させていただきましたけれども、人口600人の村で小・中一貫校というようなことで、1クラス3人ぐらいしかいないクラスも当然ありまして、子供たちは15歳になると高校にいくために、会津若松にある村の寮に住むことになります。そこから、それぞれの高校に散らばって3年間通う。そういったことで例として、今、檜枝岐村を出しましたけれども、そういった地域と、また都市部で1人当たりのお子さんにかかる教育コストというのは当然違うわけでありまして、交付税で傾斜配分されているとはいえども、十分ではないということだと思います。かかった経費の何割、半分なり3分の1をしっかり補償するということであれば、その格差というのはそんなに広がってはいかないんだというふうに思いますけれども、一般財源化という中で実際に約束された部

分が措置されているんであればいいんですが、先ほど申し上げたとおり、総額とすればふえてはいかないということで、その中で教育にかかわる財源が圧迫されているという事態があるようであります。

その点について、9月議会、委員の中から疑問が出まして、今回追加資料いただいて審査を させていただいた次第です。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 一般財源化の問題はありますけれども、地方交付税制度そのものが議論 されるところですけれども、地方交付税は、現状、国の中では財政厳しい中で、ほとんど地財 計画にのっとって計算して地方交付税決めていると。その交付税の原資はほとんどが国の借金 というような状況の中で、一つ教育費だけの問題ではないわけですよね。ですので、その辺を 慎重に考えられたほうがいいと思うことと、今の具体的事象については、当町、山ノ内町のことじゃないと。山ノ内町についてはどうでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 渡辺社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 主にこの中で、減少の中で主張している部分については、あくまでも都道府県、要は先生方の給与費ですね、これを交付税でしている中で言えば、県なんですね。特に、例えば町に小学校、中学校の交付税の算定のそれがありますけれども、例えば県の場合は学校数というのが、高校生の場合、学校数が算定に入っていないんですね。高校生の人数に対して交付税の計算がされるというふうになっていますので、市町村の小・中学校のクラス数とか、学校数に対する配分というのがないというのがあります。ですから同じ人数の子供たちを50校で見るのか、20校に統合して見るのか、ここで交付税自体は、県に対する交付税というのは変わってこないんです。その辺で、一般財源化されることというのは、そういった教育の財政の効率化というのを進める方向に働くというのが実情ではないかというふうに思います。

町にとってみれば、税源移譲がされて云々という部分の実感はほとんどないんだというふう に思います。

以上です。

議長(小渕茂昭君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、 原案のとおり可決されました。

10 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

議長(小渕茂昭君) 日程第10 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意 見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番 山本光俊君、登壇

(2番 山本光俊君登壇)

2番(山本光俊君) 2番 山本光俊。

発議第1号について提案をさせていただきます。

発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見 書を別紙のように提出するものとする。

平成28年12月9日 提出

平成28年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

山ノ内町議会議員 望 月 貞 明

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが 求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなってい る。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められて いる。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減 少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きく問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

財務大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

提案理由の補足の説明をさせていただきます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化しております。昨年行われた統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方の立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入している厚生年金も議員の在籍期間は通用されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかなければならないと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す 新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方の賛同をお願 いし、提案の理由として説明とさせていただきます。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(小渕茂昭君) 起立10人で、多数です。

したがって、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

- 11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 12 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 13 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 議長(小渕茂昭君) 日程第11から日程第14までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(小渕茂昭君) 以上4件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

しがたって、4案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(小渕茂昭君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(小渕茂昭君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11月28日から本日までの12日間の会期でありましたが、一般会計ほか6特別会計等の補正予算を初め、条例の一部改正及び廃止9件、契約案件1件など、さまざまな重要案件についてご審議をいただきました。

また、一般質問では11名の議員が登壇され、産業振興、教育問題、公共交通、人口問題や防 災など町行政に対し、さまざまな観点から活発な論戦を展開いただきました。 町長初め理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力あるいはご答弁をいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、一般質問や委員会で出されました意見や提言につきましては、今後の町政執行に十分 反映されますよう、強く要望する次第であります。

議員各位には、円滑なる議会運営のため格別なるご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに 無事閉会を迎えることができますことに心より感謝を申し上げます。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時節となってまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛をいただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長(小渕茂昭君) 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 平成28年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、11月28日から12日間の会期の中で、一部改正条例の制定、一般会計等の補正予算を初め、3日間の一般質問では行財政運営、産業振興、福祉や教育関係を中心に活発なご議論をいただきました。また、提案した案件につきましては、原案どおりご承認いただきありがとうございました。

12月3日から4日、JR西日本スノーリゾート受入観光地協議会として、初イベントをJR 大阪駅で開催し、会員として、また会長として職員、おこみんとともに参加してきました。大 阪駅では、南口のステーションシティーでは特設ステージが設置されており、南口、構内コン コース、北口日本旅行内の3カ所に専用のPRブースを用意されていました。ステージには、 JRで手配していただいたプロのアナウンサーや大阪で人気のDJのリードで各市町村20分間、 2日間で午前、午後の4回PRすることができました。

さらに、ステーションシティー北口には縦2メートル、横20メートル以上の超特大のJRスノーリゾート信越のPR常設パネルには正直驚きました。金額でいうと3,000万円から5,000万円ぐらいの費用が想定されるだろうというふうに思ってきたところでございますけれども、そのインパクトのすごさ、さすがJR西日本と、参加者皆その意気込みに感謝、感激しました。もちろん、看板、ブース、特設会場、PR費用、全てJR西日本持ちで無料でございました。長野県の大阪事務所職員も総出で協力いただくとともに、スノーリゾート協議会ができたことにより、昨年までとの対応の違いとすごさに、県の職員も驚いていました。

一方、11月号で、JR西日本の広報誌「西Nave」でも、志賀高原焼額山スキー場、竜王スキーパークを無料掲載されていましたし、12月は他スキー場ですが、今後も当町が紹介され

るとお聞きしております。 JR西日本、JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行のご協力を得、 新幹線利用による関西からの誘客にさらに努めてまいりたいというふうに思っております。

一方、JR東日本からも、私が観光商工課長としてJR東日本、東海、西日本の長野、新潟のシュプール連絡協議会の幹事長当時の長野支社長や本社の常務、東京駅ビルの社長らと交流していたときに随行されていた職員の方が、現在JR東日本の役職につかれ、来年のデスティネーションも視野に、山ノ内町と新幹線活用による、かつてのおつき合いの再開をと来庁されました。

当時は、JR東日本全駅2,200余に無料で町の観光ポスターを張っていただいたり、東京駅構内で無料でPRブースを設け、PRさせていただいたり、JR関東バスによる軽井沢~志賀高原~道の駅~メトロポリタンまで、春から秋、2年間毎日1便運行してもらうなど、特別な関係でもあり、そんなことも双方の当時の懐かしい話題になり、近年関係されました上司が関連会社の役員に出向されているとのことから、その皆さんとは引き続きおつき合いを、私個人的にはしておりましたけれども、現役の方とは遠のいていました。一昨日、JR東日本側からの申し出もあり、来年7月から9月のJR6社とのデスティネーションキャンペーンのみならず、かつてほどとはいかないとは思いますが、双方協力体制を再構築し、首都圏からのさらなる誘客に努めてまいります。

また、私のほうからは、長野駅にあるクロネコヤマトとのお宿便サービス、飯山駅での楽ちんカーサービスの、構内での看板設置を依頼し、早急に検討いただけるとのご連絡とともに、 JRの案内情報に両方とも無料で掲載していただけることになりました。

一方、長野駅構内におきまして、長野観光ビューローの樋口理事長さんにも電話で申し上げまして、構内にそうした看板の設置を要請したところでございます。

12月3日、志賀高原、12月10日、あすでございますけれども、北志賀高原の統一スキー場開きが開催され、町で最もにぎわうトップシーズンを迎えます。なお、よませスキー場でトラブルが新聞報道されておりますけれども、スキー場営業には支障ないと関係者からお聞きしておりますので、一日も早い円満解決を望むところでございます。

一方、昨シーズンは、暖冬、雪不足により厳しかったものの、今シーズンは例年どおりの降雪とともに、JR西日本、東日本、首都圏、近県キャラバン、JTB九州への誘客キャンペーンの効果が出るよう、引き続きアプローチを重ねるとともに、県外・県内のマスコミの協力も得、誘客対策、観光振興につながるよう積極的に対応してまいります。

12月6日、第7回やまのうちブラッシュアップ品評会、サンふじの部が開催され、20点中5点が選ばれ、最優秀賞は佐野の古幡豊和さんであり、古幡さんはことし、県で行われましたシナノスイートでも農林水産大臣賞を受賞された方でございます。こうしたシャインマスカット、サンふじの品評会を通し、当町のおいしい果物のPRと生産者の励みになるよう継続してまいりたいと思っております。

昭和52年、西部協議会須賀川区の熱意で、当時は県道でございましたけれども、国道403期

成同盟会が誕生し、西部地区、北部地区の皆さんの39年にわたる活動により、本日、須賀川区の皆さん、北志賀高原観光関係者、西部地区のそれぞれの関係者の皆さんの長年の夢が実現し、 当町国道403号最後の難関おちあい橋が完成し、渡り初めが行われます。

特に、裏落合地区は積雪も多く、日陰で狭隘、急カーブで、国道403号で最大のネックでしたが、須賀川地区の住民生活、北志賀高原の観光にとって、北陸新幹線飯山駅からの北の玄関口として、安全で快適な道路の開通の一部として、関係者の喜びもひとしおとだと思われます。長年の西部、北部地区の歴代の関係者も含めて、また地元県議、長野県に改めてお礼申し上げたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。今後、地域振興、観光振興に大いに寄与できるものと期待しているところでございます。

12月19日、昨年に引き続き第2回目となります、全国高校選抜アルペンスキー選手権大会の 実行委員会が開催され、また12月20日、築40年余と言われ、とかくお客様からは不評でありま した、長年懸念でありました地獄谷野猿公苑内の管理棟トイレが完成し、内覧会が行われます。 ことし1月の上林駐車場内へのトイレの新設による増設に続き、苑内の施設整備は、スノーモ ンキーとして多くの観光客の人気のスポットがリニューアルできることは大変うれしいことで す。上林と苑内のトイレは会社の意向により町公共下水道への接続となります。

向寒の折、年の瀬も迫り、何かとお忙しいこととは思いますが、お体専一に、来年もよい年 になりますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会

議長(小渕茂昭君) これにて平成28年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午前11時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

山ノ内町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員